

より良き PKO を目指して！

自衛隊のゴラン高原 PKO 撤収

2013.1.9 (水) [山下 輝男](#)

1 はじめに

日本政府は、政権交代直前の平成 24 (2012) 年 12 月 21 日、安全保障会議と閣議を開き、国連平和維持活動 (PKO) の一環として、日本から約 9000 キロ離れたイスラエルとシリア国境にあるゴラン高原の国連兵力引き離し監視軍 (UNDOF : United Nations Disengagement Observer Force) に派遣している自衛隊部隊の撤収を承認した。

(大臣命令では「ゴラン高原国際平和協力業務の終結」となっているが、PKO 参加 5 原則に「撤収」との文言あり、かつマスコミも「撤収」との文言を使用しているので、「撤収」との文言を使用する)。

シリア情勢の悪化に伴い活動開始から 17 年目で自衛隊の部隊派遣を終結することとなったが、治安情勢を理由として派遣を打ち切るのは本派遣が初となる。

ゴラン高原派遣部隊は、その主力 33 人が 12 月 31 日帰国、隊長以下も、1 月中には帰国、帰国報告を行って、17 年の長きにわたる活動を無事に終了する。まずは、その労をねぎらい、関係諸氏の御苦勞に対し深甚の敬意と感謝を述べたい。

本稿は、本派遣の意義を確認・総括し、今般の撤収判断を検証し、将来の自衛隊派遣の参考の資を得んとするものである。

2 UNDOF の概要



ゴラン高原の位置（内閣府のWEB サイトから転

載、以下同じ）

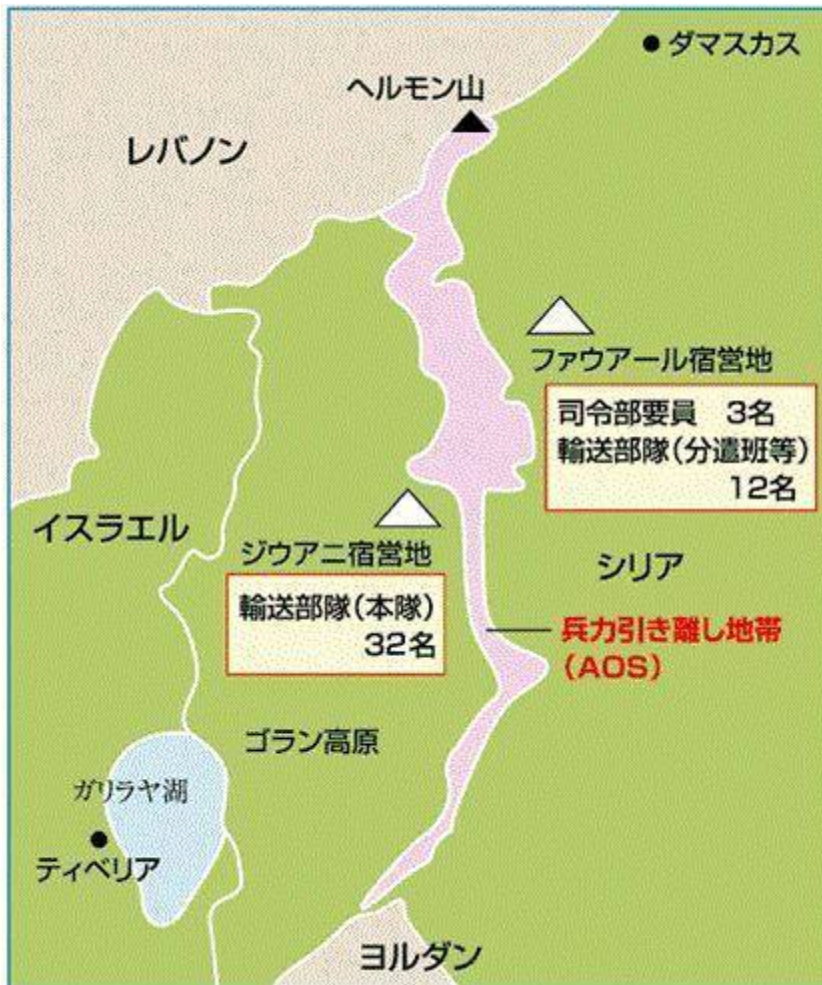
ギャラリーページへ

第4次中東戦争後、イスラエルとシリア間の停戦監視と両軍の兵力引き離し等に関する合意の履行状況の監視などを任務として、昭和49（1974）年に UNDOF が創設され、2個歩兵大隊が兵力引き離し地域（AOS:Area Of Separation）に展開している。

我が国は、1996（平成8）年2月から、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）に要員・部隊を派遣し、司令部業務及び輸送などの後方支援業務を行ってきた。

(1) 自衛隊の部隊派遣の状況

佐藤正久 3 佐（現参議院議員、防衛大臣政務官）を派遣輸送隊長とする第1次隊が平成8（1996）年派遣されて以降、概ね半年のローテーションで、第34次隊まで派遣された。



自衛隊の配置図

[ギャラリーページへ](#)

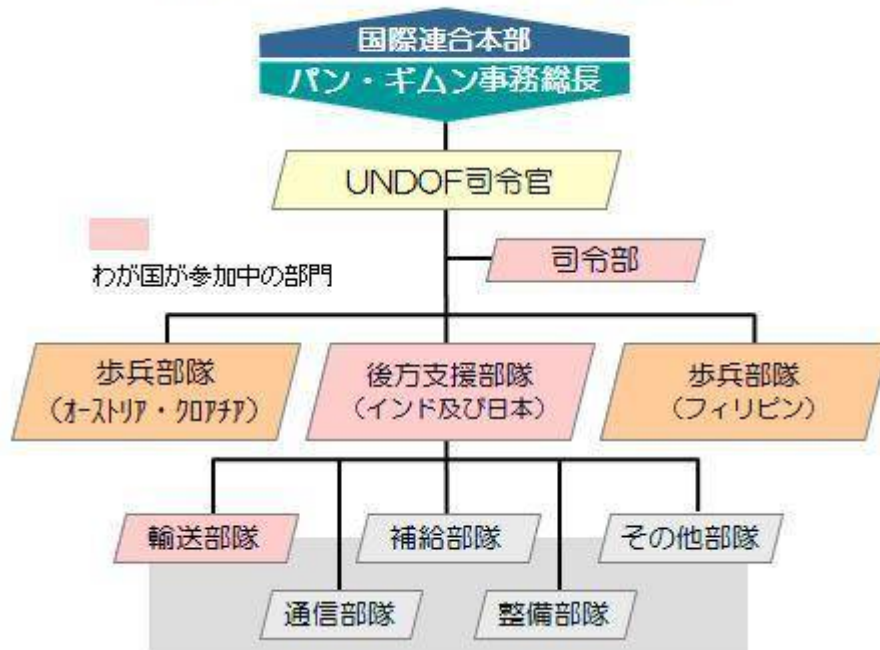
第24次隊以降は平成19年3月に新編された中央即応集団隷下部隊として運用された。

輸送部隊主力の差出部隊は、7師団および15旅団を除く全師団・旅団であり、現在までに延べ約1500人が参加してきた。

携行した武器は、小銃・拳銃及び機関銃である。隊長には、3等陸佐が充てられ、隊員は陸上自衛隊の輸送科職種隊員が中心であるが、海・空自衛官も若干名であるが、派遣された。

(2) UNDOFの編成は次のとおりである。

国連兵力引離監視隊（UNDOF）の概要



UNDOF の概要

ギャラリーページへ

ア 司令部要員

シリア側のファウアール宿営地に位置する UNDOF の司令部には、我が国から司令部要員が派遣され、UNDOF の活動に関する広報ならびに輸送などに関する企画および調整などの業務を行った。司令部要員は、各国の要員と協力して、日々精力的に業務に従事した。

司令部要員は、おおむね 1 年ごとに交代している。我が国から司令部に派遣されている要員の人数は、第 13 次まで 2 人であったが、第 14 次からは、3 人に増員された。

イ 連絡調整要員

UNDOF に派遣された司令部要員・部隊が円滑かつ効果的に活動を行えるよう、現地において司令部要員・部隊と関係機関との連絡、調整などを行うため、内閣府からイスラエルに連絡調整要員 1 名が派遣された。

ウ 輸送部隊

輸送部隊は、44 人（第 33 次隊までは 43 人）から編成され、イスラエル側のジウアニ宿営地に本部を置き、UNDOF の活動に必要な食料品などの輸送、物資の保管、道路などの補修といった後方支援業務を行った。ちなみに、輸送部隊は警務班を含む隊本部、輸送班及び分遣班から編成されている。

エ 航空自衛隊の輸送支援

ゴラン高原への要員・部隊の派遣に際しては、輸送部隊および司令部要員に対する支援

のため、航空自衛隊の C-130H 型輸送機などが、1996（平成 8）年 5 月から概ね半年毎に、我が国から食料品などを空輸してきた。

3 撤収決心の概要

[防衛大臣の 2012 年 12 月 21 日の記者会見](#)等を参考に、撤収決心に至る経緯を略述してみよう。

既にマスコミ報道で明らかなように、2 年前（2010 年）の 12 月 18 日に始まったチュニアでの暴動によるジャスミン革命は、燎原の火の如くに瞬く間にアラブ世界に波及し、強権的なアサド政権のシリアでも、反体制派とアサド政権の間で武力衝突が頻発し、治安状態が悪化し、内乱状態となった。

このような情勢下、2012 年 3 月以降、ゴラン高原では、シリア軍と反体制派が武力衝突、兵力引き離し地域（AOS）にもシリア軍や反体制派が度々侵入し、時には着弾もあり、PKO 部隊にとっては脅威となってきた。

3 月には在シリア大使館が閉鎖され、6 月からは輸送業務の一部を民間業者に委託するなど活動が制限されてきた。

11 月には内戦の流れ弾と見られる迫撃砲弾等が、イスラエル占領地を含むゴラン高原に何度も着弾し、イスラエル軍もミサイルなどで報復攻撃し、シリア軍兵士 2 人が死亡した。

11 月 29 日にはシリア側で UNDOF のオーストリア軍兵士 2 人がダマスカス空港近くで、銃撃を受け負傷するという事案が発生した。

このように情勢が悪化し、改善の兆しもない情勢下では、我が国 PKO 要員の安全の確保を維持しつつ意義ある活動を継続するのは困難ではないかとの情勢判断をするに至った。

情勢が悪化してきた 2012 年夏頃から、国連の関係部局や現地 UNDOF 司令官の意向、周辺国の大使館からの聴取等々複雑な調整を実施すると共に、内閣府を通じての国内調整をも行った。さらに、政権移行目前でもあり、政府は、事前に自民党や公明党に説明・了承を得て撤収を決心し、12 月 21 日の安全保障会議の承認を得たという次第である。

一方、国連安保理は 2012 年 12 月 19 日、12 月末で期限を迎える UNDOF の活動期限を、従来通り 6 カ月間延長させる決議案を全会一致で採択した。シリア内戦の激化で対応が注目されていたが、地域安定に不可欠と判断したと報道されている。

決議にはオーストリア軍兵士の銃撃・負傷事件を非難、度重なる AOS への侵入に重大な懸念を表明し、ゴラン高原へのシリア側からの着弾の継続に警告した。

4 UNDOF の意義

平成 4（1992）年国連カンボジア暫定機構（UNTAC）への派遣に始まった我が国の PKO は、その第 4 番目の活動として UNDOF への部隊派遣を平成 7（1995）年 12 月決定、翌平成 8 年の 2 月に第 1 次隊を派遣して以来、17 年の長きにわたり中東ゴラン高原において中東和平の停戦監視の一翼を担い、国際的にも高い評価を得てきた。

UNDOF への部隊派遣 10 周年記念式典（平成 18 年 1 月挙行）には、ネパール軍中將である元 UNDOF 司令官から

1. 有能な隊員の派遣によって、中東地域の安全と安定に多大な貢献をした。
2. 派遣隊員の高い規律、能力、礼儀正しさ、文化及び心遣い等を評価する。
というメッセージが寄せられた。

現地の式典においては、時の UNDOF 司令官が、「日本の 10 年間の活動は大変素晴らしく

全ての面においてプロフェッショナルである」と述べ、自衛隊の活動を高く評価した。

国内的には、国際平和協力活動に参加する陸上自衛隊等の人材を養成する所謂「PKOの学校」としての役割を果たしてきた。PKO活動に関するノウハウや知見を集積し、それを次の活動に活かしてもきた。

また、UNDOFに参加している諸国オーストリア、インド、フィリピン、クロアチア、カナダ軍などの兵士たちとの交流を通じて、参加した隊員も成長し、一皮むけ、その彼らが現地での活動や教訓を普及し、陸自等の精強化に寄与した。海外における活動経験の少ない自衛隊にとって貴重な機会として活用されてきたとも言える。

5 撤収判断の功罪

(1) 苦渋の撤収判断

我が国は、PKO協力法に基づき、次の原則に従って国連平和維持活動に参加することとされている。

PKO参加5原則

- 1 紛争当事者間で、停戦合意が成立していること
- 2 当該平和維持活動が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が、当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊への我が国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的立場を厳守すること
- 4 上記の基本方針のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は、撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要最小限のものに限られること

第1項の紛争当事者間の停戦合意は、形式上は維持されているものの、反体制派武装組織とシリア軍による内戦は激化し、派遣隊員の安全確保は至難となりつつあった。さらには、追い詰められたアサド政権が化学兵器を使用する懸念さえ浮上している状況では、今回の撤収判断は止むを得ないものであろう。

しかしながら、国内事情からは止むを得ないとしても、国連安保理がUNDOFの継続を決断している状況でもあり、かかる状況の中での撤収は、誠に苦渋の決断だったに相違ない。

1人の殉職者をも出すことなく任務を無事に終了するというのは、慶賀すべきであるが、次項に述べるような問題を包含し、我々に重い課題を突き付けている。

(2) 将来への課題

前項で述べた通り、今回の撤収判断は確かに、苦渋の決断ではあったが、しかし、今後のPKO活動において、同様な状況が起きた時に同じような判断をすべきだろうか？

国連としては、日本の判断に否やとは言えないという苦衷があり、UNDOFへの部隊派遣国も日本の撤収判断に反対することはできない。日本はそのような前提条件下で部隊を派遣しているのである。そういう意味では、日本の主体性は確かに確保されている。

しかしながら、日本以外の国は、日本が撤収判断をするような状況下であっても、部隊派遣を継続している。日本がUNDOFで担ってきた輸送業務は、どこの国が肩代わりしたのだろうか？

国際社会の中で名誉ある地位を占めたいという現憲法の下、国連中心主義を標榜する我が国は、果たして今回の判断を是とすべきであったのか、今後どうすべきなのかを再考すべきではないか、腹を括るべきではないか？

今回、多分、一国主義と言われぬように慎重かつ周到な根回しは行ったであろうが、それでも関係諸国には、日本は苦難を共にできぬ国と映ったに相違ない。残念なことである。

徒に、派遣隊員を危険に晒すべきであるというのではない。国際的標準に則った万全の態勢を整えて、列国と共同したPKO活動を行えるようにする必要がある。特に、駆け付け警護（他国の部隊が攻撃された場合に自衛隊が駆けつけて防護する行動）もできない、任務遂行のための武器の使用すらもできない状況では、限界がある。

武器使用には、Aタイプの武器使用（自己防衛のための武器使用権限）とBタイプの武器使用（任務に応じ自衛を超える任務遂行のための武器使用権限）があり、この両者を認めるというのが国際標準であり、我が国も国際標準の武器使用を認めるべきであり、そのことによって、列国と協調・共同行動が可能となる。

それがひいては我が国派遣隊員の安全の確保になり、列国の信頼を得ることができ、国家の威信・名誉の維持・増大にもなる。

全く安全な状況であるならば、あえて軍隊を活用する必然性は毛頭ないのであって、ある程度の危険性は予期すべきであり、万が一殉職ということもあり得るだろう。そのような時に残された家族に対する後顧の憂いのない態勢を構築して派遣すべきであろう。

相応の名誉と補償が必要だ。カンボジアで1人の警察官が殉職して以来警察は海外任務に及び腰やに見えるが、自衛隊はそういうわけにはいかない。今後益々、その重要性や必要性が高まるPKO活動に、効果的に対応し得る抜本的な態勢の確立が望まれる。

6 おわりに

国連中心主義を標榜し、グローバルな平和による利益を享受してきた日本としては今後とも積極的にPKOに参加する責務がある。1人の殉職隊員もいないPKOではあるが、それは単に僥倖に恵まれたからに過ぎないと自覚して、あらゆる事態に対処し得る万全の体制を構築する必要がある。

1人の殉職者で、国内世論の風向きが一気に変わり、消極的になる可能性すらある。国際社会でその責務を果たすことの自覚と覚悟が求められよう。

ゴラン高原からの撤収が終われば、我が国が自衛隊の部隊をPKOに派遣しているのは、既に撤収を始めているハイチ国際平和協力業務を除けば南スーダンだけとなる。

PKO協力を制定して、14件のPKO活動に参加して、それなりの経験と実績を積み重ね、問題点や課題も見えてきた筈である。折しもPKOに前向きな自公政権が誕生した。あるべきPKOを見据えた態勢整理をしてもらいたいものである。